愛媛県報

令和８年10月23日金曜日　第757号

発行　愛　媛　県

◇ 目　　次 ◇

告　　示

○ 愛媛県県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更……（税務課）… 665
○ 指定納付受託者の住所又は事務所の所在地の変更……（地域政策課）… 665
○ 救急病院の協力申出……（医療対策課）… 665
○ 大規模小売店舗の新設の届出の概要等……（経営支援課）… 666
○ 大規模小売店舗の届出に係る市町等の意見の概要……（　〃　）… 666
○ 保安林の指定施業要件の変更予定……（森林整備課）… 667
○ 指定金融機関等の名称、位置、取り扱う事務の範囲等の一部改正……（会計課）… 667
○ 落札者等の告示……（　〃　）… 668
○ 指定道路の指定……（東予地方局四国中央土木事務所）… 668
○ 水域施設等の変更の届出……（東予地方局今治土木事務所）… 668
○ 道路の区域変更（県道興居島循環線）……（中予地方局管理課）… 668

公　　告

○ ふぐ取扱者試験の施行……（薬務衛生課）… 668
○ 国道197号　新夜昼トンネル建設工事……（会計課）… 669

選挙管理委員会告示

○ 個人演説会等を開催することができる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設の一部改正……（選挙管理委員会）… 673

公営企業公告

○ 愛媛県立今治病院整備事業……（公営企業管理局県立病院課）… 674

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告　　示

○愛媛県告示第1077号

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則（昭和29年愛媛県規則第38号）第３条第１項の規定により、令和８年10月９日次のとおり愛媛県県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更を許可した。

令和８年10月23日

愛媛県知事　中　村　時　広

指定番号	売りさばき人 氏名	変更事項 新	変更事項 旧
36	一般社団法人 愛媛県猟友会 会長 菊池　生一	1　代表者氏名 菊池　生一	1　代表者氏名 安藤　勝俊

○愛媛県告示第1078号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の２の３第３項の規定により、指定納付受託者から次のとおり住所又は事務所の所在地を変更する旨の届出があった。

令和８年10月23日

愛媛県知事　中　村　時　広

名称	住所又は事務所の所在地 変更前	住所又は事務所の所在地 変更後	納付の委託を受けることができる歳入等	変更年月日
アマゾンジャパン合同会社	東京都目黒区下目黒一丁目８番１号	東京都港区麻布台一丁目３番１号	ふるさと愛媛応援寄附金に係る寄附金歳入	令和８年11月２日

○愛媛県告示第1079号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第８号）第１条第１項の規定による救急病院である。

令和８年10月23日

愛媛県知事　中　村　時　広

名　　称	所　　在　　地	開設者名	認定の有効期限
市立宇和島病院	宇和島市御殿町１番１号	宇和島市	令和11年10月14日まで

○愛媛県告示第1080号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第５条第１項の規定による届出があったので、同条第３項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第５条第２項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに西条市役所において告示の日から４月間縦覧に供する。

令和８年10月23日

愛媛県知事　中　村　時　広

１　届出の概要

⑴　大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグストアモリ西条喜多川店

西条市喜多川字中ノ梶419番１　外

⑵　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ドラッグストアモリ

福岡県朝倉市一木1148番地の１

代表取締役　森　竜馬

⑶　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ドラッグストアモリ

福岡県朝倉市一木1148番地の１

代表取締役　森　竜馬

⑷　大規模小売店舗の新設をする日

令和９年６月10日

⑸　大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,466平方メートル

⑹　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア　駐車場の収容台数

52台

イ　駐輪場の収容台数

10台

ウ　荷さばき施設の面積

40平方メートル

エ　廃棄物等の保管施設の容量

7.29立方メートル

⑺　大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア　大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

24時間営業

イ　来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場№１　24時間

駐車場№２　午前８時30分から午後10時まで

ウ　駐車場の自動車の出入口の数

３箇所

エ　荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前６時から午後10時まで

２　届出年月日

令和８年10月９日

３　意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から４月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに西条市役所において告示の日から１月間縦覧に供する。

⑴　意見書に記載すべき事項

ア　提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ　当該大規模小売店舗の名称

ウ　当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

⑵　提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1081号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第８条第１項の規定により市町から聴取した意見及び同条第２項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

これらの意見は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに西条市役所において告示の日から１月間縦覧に供する。

令和８年10月23日

愛媛県知事　中　村　時　広

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	法第８条第１項の規定により市町から聴取した意見の概要	法第８条第２項の規定により述べられた意見の概要
（仮称）ダイレックス東予店	西条市周布356番　外	生活環境保持の見地からの意見はなし。	荷さばき施設№２を店舗出入口側へ移設すること。
			北西側全面に、目隠し及び遮音効果のあるフェンスを設置すること。
			北西側に集中している調理作業室の排気口を、建物及び住民への影響が少ない位置へ変更すること。
			廃棄物について、臭気・衛生害虫・野生動物対策を確実に実施すること。

			室外機及び排気口の稼働時間を厳守すること。
			駐車場の利用時間外は出入口を確実に封鎖すること。
			駐車場・看板・街灯・従業員出入口等の照明が北西側の住宅に直接差し込まないように配慮すること。
			住宅の太陽光発電量に影響がないよう、建物の配置を考慮すること。
			従業員等の喫煙が北西側で行われないよう配慮すること。

○愛媛県告示第1082号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の３において準用する同法第30条の２第１項の規定により告示する。

令和８年10月23日

愛媛県知事　中　村　時　広

1(1)　指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
　松山市（次の図に示す部分に限る。）
(2)　保安林として指定された目的
　水源の涵養
(3)　変更後の指定施業要件
　ア　立木の伐採の方法
　　(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。
　　(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　　(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
　　次のとおりとする。
2(1)　指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
　松山市（次の図に示す部分に限る。）
(2)　保安林として指定された目的
　土砂の流出の防備
(3)　変更後の指定施業要件
　ア　立木の伐採の方法
　　(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。
　　(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　　(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
　　次のとおりとする。
3(1)　指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
　松山市（次の図に示す部分に限る。）
(2)　保安林として指定された目的
　公衆の保健
(3)　変更後の指定施業要件
　ア　立木の伐採の方法
　　(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。
　　(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　　(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
　　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び松山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1083号

指定金融機関等の名称、位置、取り扱う事務の範囲等（昭和48年９月愛媛県告示第822号）の一部を次のように改正し、令和８年10月26日から施行する。

令和８年10月23日

愛媛県知事　中　村　時　広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
一・二　省略	一・二　省略
三　収納代理金融機関の名称、位置等	三　収納代理金融機関の名称、位置等
(一)　省略	(一)　省略
(二)　店舗の名称、位置等	(二)　店舗の名称、位置等
1　収納代理総括店	1　収納代理総括店

名　称	位　置
省略	
山口銀行松山支店	松山市一番町四丁目１番地３

名　称	位　置
省略	
山口銀行松山支店	松山市三番町三丁目８番地２

省略	

２　省略

省略	

２　省略

○愛媛県告示第1084号

次のとおり落札者を決定した。

令和８年10月23日

愛媛県知事　中　村　時　広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
放射イミュニティ測定システム　一式	愛媛県出納局会計課 愛媛県松山市一番町四丁目４番地２	令和８年９月16日	大豊産業株式会社松山支店 愛媛県松山市姫原３丁目３番40号	37,180,000円	一般競争入札	令和８年８月４日

○愛媛県告示第1085号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第１項第５号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

令和８年10月23日

愛媛県東予地方局長　加　藤　道　和

１　指定道路の種類

建築基準法第42条第１項第５号

２　指定年月日

令和８年10月14日

３　指定道路の位置

四国中央市金生町下分字馬木1192番１

４　指定道路の延長及び幅員

⑴　延長　34.41メートル

⑵　幅員　5.00～5.05メートル

○愛媛県告示第1086号

港湾法（昭和25年法律第218号）第56条の３第１項の規定に基づき、次のとおり水域施設等の変更の届出があった。

令和８年10月23日

愛媛県東予地方局長　加　藤　道　和

１　届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

株式会社新来島どっく

今治市大西町新町甲945番地

代表取締役　森　克司

２　変更事項

工事の完了予定期日を「令和８年９月30日」から「令和９年３月31日」に改める。

○愛媛県告示第1087号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から２週間一般の縦覧に供する。

令和８年10月23日

愛媛県知事　中　村　時　広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の幅員	延長	備考
県道	興居島循環線	松山市泊町甲82番１	旧	メートル 4.2～ 9.0	キロメートル 0.090	
			新	5.0～ 9.4	0.090	

公　告

○公　告

ふぐ取扱者試験の施行について

愛媛県ふぐの取扱いに関する条例（昭和27年愛媛県条例第63号）第４条の規定による令和８年度ふぐ取扱者試験を次のとおり施行する。

令和８年10月23日

愛媛県知事　中　村　時　広

１　試験の日時及び場所

試験別	日時	場所
学科試験	令和９年１月21日（木）午後１時30分	松山市一番町四丁目４－２ 愛媛県庁第二別館11階大会議室

実　地　試　験	令和９年３月12日（金）午前10時	松山市勝山町一丁目１番地５ 愛媛調理製菓専門学校

２　受験願書の提出期間

令和８年12月７日（月）から15日（火）まで。

ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

３　受験願書の提出先

県内居住者については住所地を管轄する保健所と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課とする。

４　試験科目

試験は、次に掲げる科目について学科試験を行い、学科試験の合格者について実地試験を行う。

⑴　衛生法規

⑵　食品衛生学

⑶　魚類学

５　その他

受験についての必要事項は、受験票により指示する。

○公　告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和８年10月23日

愛媛県知事　中　村　時　広

１　入札に付する事項

⑴　工事名

国道197号　新夜昼トンネル建設工事

⑵　工事場所

愛媛県大洲市平野町野田から八幡浜市郷まで

⑶　工事概要

ア　工事延長　2,746メートル

イ　アのうちトンネル部分

㋐　工事延長　2,691メートル

㋑　幅員　6.0（9.0）メートル

㋒　内空断面積　62.4平方メートル

㋓　工法　ＮＡＴＭ工法

ウ　使用する主要な資機材

㋐　コンクリート　約33,554立方メートル

㋑　鉄筋　約407トン

㋒　ロックボルト　約25,309本

㋓　鋼製支保工　約488トン

⑷　工期

工事請負契約の成立の日の翌日から令和13年12月10日まで

⑸　予定価格

12,333,213,000円（消費税及び地方消費税を除く。）

⑹　その他

ア　この公告の工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。

イ　この公告の工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の工事である。

ウ　この公告の工事の入札は、愛媛県電子入札運用基準（工事・業務）（平成17年８月17日制定。以下「運用基準」という。）に規定するシステム（以下「電子入札システム」という。）による。ただし、紙入札を希望する者は、知事の承諾を得たときに限り、紙入札方式によることができる。

エ　この公告の工事の入札は、愛媛県建設工事標準型総合評価落札方式実施要領（平成23年８月８日制定。以下「総合評価実施要領」という。）に規定する標準型総合評価一般競争入札により行う。

オ　この公告の工事の入札には、愛媛県建設工事低入札価格調査制度実施要綱（平成19年４月１日制定。以下「低入札価格調査制度実施要綱」という。）に基づく低入札価格調査制度を適用する。

カ　この公告の工事においては、工事請負契約の成立の日の翌日から２⑵シの監理技術者及び２⑶エの主任技術者を配置することを要する。

キ　この公告の工事において、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第２項の規定による主任技術者の兼任をする場合は、２⑵ウの特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書を提出するまでに兼任する他の工事の発注者の承諾を得なければならない。

なお、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第26条第３項第２号の監理技術者（以下「第２号監理技術者」という。）の配置は認めない。

ク　この公告の工事は、週休２日確保工事等試行要領（平成30年７月12日制定）に規定する週休２日確保工事である。

ケ　この公告の工事は、建設キャリアアップシステム活用モデル工事実施要領（令和３年10月１日制定）に規定するＣＣＵＳ活用モデル工事の対象工事である。

コ　この公告の工事は、愛媛県ＩＣＴ活用工事実施要領（令和２年３月30日制定）に規定するＩＣＴ活用工事である。詳細は入札説明書による。

２　入札参加資格を有する者

愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱（平成６年11月愛媛県告示第1275号）第２条第２項に規定する特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）として、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

⑴　構成員の数が３者であり、任意かつ自主的に結成されたものであること。

⑵　代表者である構成員が次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア　知事の審査を受け、工事種別「土木一式工事」について令

和８年度の特定調達契約（愛媛県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成７年愛媛県規則第69号）第１条に規定する特定調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札等に参加する資格を有すると認められた者であること。

イ　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

ウ　特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱（昭和63年８月１日制定）に基づいて知事が行う入札参加資格停止の期間がない者であること。

エ　民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。

オ　次に掲げるこの公告の工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者との間に資本関係若しくは人的関係を有する者でないこと。

商号　株式会社長大

所在地　東京都中央区日本橋蛎殻町一丁目20番４号

カ　この公告の工事の入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員でない者であること。

キ　この公告の工事の入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員との間に、資本関係又は人的関係を有する者でないこと。

ク　令和６年度又は令和７年度に完成した愛媛県総務部、農林水産部及び土木部発注の土木一式工事に係る工事成績評定点（完成検査時の評価によるものとする。ただし、完成検査後に評定点に修正があった工事については、修正後の工事成績評定点とする。以下同じ。）を有する場合は、工事成績評定点の令和６年度の平均点数又は令和７年度の平均点数のいずれかが65点未満の者でないこと。

ケ　土木工事業について、特定建設業の許可（法第３条第１項第２号に掲げる者に係る同項の許可をいう。）を受けている者であること。

コ　法第27条の23第１項の規定による経営事項審査（その審査基準日が申請書の提出期限の日から起算して過去１年７月以内であるもののうち、直近のものに限る。以下「直近の経営事項審査」という。）の結果通知書の総合評定値が、土木一式工事において1,200点以上の者であること。

サ　トンネル部分の延長が1,880メートル以上で、内空断面積が45平方メートル以上のＮＡＴＭ工法によるトンネル工事（次のいずれかに該当するものに限る。）の元請（共同企業体の構成員である場合にあっては、出資比率が20パーセント以上の者に限る。以下同じ。）としての施工実績を有する者であること。ただし、当該施工実績が愛媛県総務部、農林水産部及び土木部発注の土木一式工事に係るものにあっては、工事成績評定点が65点未満のものは、施工実績として認めない。

㈠　一般財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報システム（コリンズ）に登録された公共工事であって、平成23年度以降に工事が完成して引渡しが完了したもの（工事の一部が完成して引渡しが完了し、当該工事の発注者が発行する証明書がある場合を含む。）

㈡　平成23年度以降に完成した請負代金額が500万円以上の公共工事（㈠に掲げるものを除く。）であって、当該公共工事に係る工事請負契約書の写し、発注者の施工証明書（愛媛県発注工事の場合は不要とする。）、図面等を提出できるもの

シ　次の要件を全て満たす監理技術者（第２号監理技術者を除く。）を専任で配置することができる者であること。

㈠　技術士（技術士法（昭和58年法律第25号）第４条第１項の規定による第２次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者に限る。）又は一級土木施工管理技士の資格を有する者であり、かつ、監理技術者資格者証（土木工事業に係るものに限る。）及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

㈡　申請書の提出日において３月以上にわたって代表者である構成員と継続的な雇用関係にある者であること。

㈢　トンネル部分の延長が1,880メートル以上で内空断面積が45平方メートル以上のＮＡＴＭ工法によるトンネル工事であって、平成23年度以降に元請として施工したものに監理技術者、主任技術者、担当技術者（当該トンネル工事に専任で従事した者に限る。）又は現場代理人（副現場代理人を除く。以下同じ。）として従事した経験（当該トンネル工事の工期の２分の１以上を占める経験に限る。以下同じ。）を有すること。ただし、当該経験が愛媛県総務部、農林水産部及び土木部発注の土木一式工事に係るものにあっては、工事成績評定点が65点未満のものは、従事した経験として認めない。

ス　構成員のうち、最大の施工能力を有し、かつ、その出資比率が最大の者であること。

⑶　代表者以外の構成員が次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア　⑵アからケまでに掲げる要件

イ　直近の経営事項審査の結果通知書の総合評定値が、土木一式工事において900点以上の者であること。

ウ　ＮＡＴＭ工法によるトンネル工事（⑵サ㈠又は⑵サ㈡に該当する工事に限る。）の元請としての施工実績を有する者であること。ただし、当該施工実績が愛媛県総務部、農林水産部及び土木部発注の土木一式工事に係るものにあっては、工事成績評定点が65点未満のものは、施工実績として認めない。

エ　次の要件を全て満たす主任技術者を専任で配置することができる者であること。

㈠　⑵シ㈠に掲げる要件

㈡　申請書の提出日において３月以上にわたって代表者以外の構成員（同一の構成員に限る。）と継続的な雇用関係にあること。

㈢　ＮＡＴＭ工法によるトンネル工事（⑵サ㈠又は⑵サ㈡に該当する工事であって、元請として施工したものに限る。）に監理技術者、主任技術者、担当技術者（当該トンネル工事に専任で従事した者に限る。）又は現場代理人と

して従事した経験を有すること。ただし、当該経験が愛媛県総務部、農林水産部及び土木部発注の土木一式工事に係るものにあっては、工事成績評定点が65点未満のものは、従事した経験として認めない。

⑷　各構成員の出資比率が、20パーセント以上であること。

⑸　各構成員が次に掲げる規定による届出をしていない者（当該規定が適用されない者を除く。）でないこと。

ア　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条

イ　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

ウ　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条

⑹　各構成員又は各構成員の役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。）が次に掲げる者でないこと。

ア　愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第２条第３号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）

イ　暴力団員等でなくなった日から５年を経過しない者

ウ　暴力団員等又はイに掲げる者がその事業活動を支配する者

⑺　共同企業体の有効期間が、次に定める期間であること。

ア　この公告の工事の契約の相手方となった場合は、当該工事の請負代金の精算払を受けるまでの間

イ　この公告の工事の契約の相手方とならなかった場合は、当該工事の契約の相手方が確定するまでの間

３　入札参加資格の確認

⑴　この公告の工事の入札に参加を希望する者は、愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱第11条第１項の規定に基づき、次に掲げる申請書類を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア　申請書

イ　特定建設工事共同企業体協定書の写し

ウ　入札参加資格確認資料

⑵　⑴に掲げる申請書類の提出は、代表者となろうとする者が電子証明書（ＩＣカード）を取得し、電子入札システムへの利用者登録を完了した上で行わなければならない。ただし、紙入札方式による場合にあっては、この限りでない。

⑶　⑴に掲げる申請書類は、電子入札システムにより令和８年10月23日（金）から同年11月９日（月）までの電子入札システムの稼働時間中（愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第３号）第１条第１項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）以外の日の午前９時から午後８時まで（最終日は午後５時まで）をいう。以下同じ。）に提出すること。ただし、紙入札方式による者にあっては、アに掲げる期間内にイに掲げる場所へ、申請書類を持参又は郵送等（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。

ア　受付期間

令和８年10月23日（金）から同年11月９日（月）までの受付時間中（県の休日以外の日の午前８時30分から午後５時までをいう。以下同じ。）

なお、郵送等による場合にあっては、令和８年11月９日（月）午後５時までに、イに掲げる場所へ必着のこと。

イ　受付場所

愛媛県出納局会計課

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目４番地２

電話番号　(089)968-2783

ＦＡＸ番号　(089)943-6891

電子メール　kaikei@pref.ehime.lg.jp

⑷　入札参加資格の確認の結果は、申請書を提出した者に対して、令和８年11月16日（月）までに、電子入札システムにより通知する。

なお、紙入札方式による者にあっては、書面により通知する。

⑸　その他

ア　⑴に掲げる申請書類の作成等に係る費用は、当該書類を提出した者の負担とする。

イ　提出された申請書類は、返却しない。

ウ　詳細は、入札説明書による。

４　入札参加資格を認められなかった者に対する理由の説明

⑴　入札参加資格を認められなかった者は、その理由について、知事に対して書面により説明を求めることができる。この場合には、３⑷の通知をした日の翌日から令和８年11月26日（木）までの受付時間中に３⑶イに掲げる場所へ、当該書面を持参又は郵送等により提出しなければならない。

なお、郵送等による場合にあっては、令和８年11月26日（木）午後５時までに、３⑶イに掲げる場所へ必着のこと。

⑵　⑴の書面を提出した者に対する回答は、令和８年12月３日（木）までに、書面により行う。

５　標準型総合評価落札方式に関する事項

⑴　評価項目

入札説明書に定めるところによる。

⑵　評価の方法

総合評価実施要領第６条に定めるところによる。

⑶　適正な履行の確保

総合評価実施要領第11条に定めるところによる。

６　入札説明書の掲載等

⑴　掲載期間

令和８年10月23日（金）から同年12月４日（金）まで

⑵　掲載場所

入札情報公開システム

https://www.pref.ehime.jp/site/nyusatsu/39222.html

⑶　設計書、図面及び仕様書については、令和８年10月23日（金）から同年12月１日（火）までの間において、⑵の入札情報公開システムにおいて、閲覧に供する。

⑷　入札説明書について質問がある場合は、電子入札システムにより、令和８年10月26日（月）から同年11月24日（火）までの電子入札システムの稼働時間中に提出すること。ただし、電子入札システムにより難い場合は、質問事項を記載した書面を持参又は郵送等により提出することができる。

⑸　⑷の質問に対する回答は、令和８年11月27日（金）から同年12月１日（火）までの間において、⑵の入札情報公開システムにより公表する。

⑹　詳細は、入札説明書による。

7　入札及び開札

⑴　電子入札システムによる入札の期間

令和８年12月２日（水）から同月４日（金）までの電子入札システムの稼働時間中

⑵　開札の日時

令和８年12月８日（火）午前10時

⑶　開札の場所

愛媛県松山市一番町四丁目４番地２

愛媛県庁本館１階入札室

⑷　入札書の提出方法

原則として、電子入札システムにより、入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。ただし、紙入札方式による者にあっては、持参又は郵送等により提出すること。

⑸　持参による入札の取扱い

持参による入札の場合は、入札書は、令和８年12月２日（水）から同月４日（金）までの受付時間中に３⑶イに掲げる場所へ提出すること。

⑹　郵送等による入札の取扱い

郵送等による入札の場合は、入札書は、令和８年12月４日（金）午後５時までに、３⑶イに掲げる場所へ必着のこと。

⑺　入札関係書類の提出について

ア　入札に際し、次に掲げる書類を併せて提出すること。

㋐　工事費内訳書

㋑　技術提案書

イ　入札関係書類の作成等に係る費用は、当該書類を提出した者の負担とする。

ウ　提出された入札関係書類は、返却しない。

⑻　入札方法

ア　入札回数は、１回とする。

イ　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ　低入札価格調査制度実施要綱第３条第１項に規定する調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で入札を行った者は、令和８年12月11日（金）午後５時までに、入札説明書に定めるところの資料を３⑶イに掲げる場所へ持参又は郵送等により提出すること。

なお、郵送等による場合にあっては、令和８年12月11日（金）午後５時までに、３⑶イに掲げる場所へ必着のこと。

8　落札者の決定方法

⑴　開札後は、落札者の決定を保留し、標準型総合評価落札方式に係る技術提案の評価を行う。この場合において、技術提案に係る加算点については、愛媛県建設工事総合評価審査委員への意見聴取の上、決定する。

⑵　１⑸の予定価格の制限の範囲内で入札を行った者のうち、最高の評価値（総合評価実施要領第６条第１項に規定する評価値をいう。）をもって入札を行ったもの（以下「最高評価値入札者」という。）を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で入札を行った他の者のうちの最高評価値入札者を落札者とすることがある。

⑶　⑵の場合において、最高評価値入札者が２者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

⑷　落札者の決定は、原則として、愛媛県建設工事総合評価審査委員への意見聴取の日の翌日から起算して３日（その期間中に県の休日がある場合においては、県の休日を除く。）以内に行う。ただし、調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、この限りでない。

⑸　落札者が決定した場合は、直ちに全ての入札参加者に対し電子入札システム又は書面により落札者決定の通知を行うものとする。

なお、入札結果は、仮契約締結後、入札情報公開システムにおいて公表する。詳細は、入札説明書による。

9　契約締結後のＶＥ提案

契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能及び性能を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は、特記仕様書等による。

10　その他

⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金

ア　入札に際しては、入札金額の100分の５以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、金融機関の保証の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約を締結し、又は契約保証の予約を行った場合は、入札保証金の納付を免除する。

イ　入札保証金の納付期間（納入通知書（愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）様式第７号（その１））によるもの）

令和８年11月17日（火）から同年12月２日（水）まで

ウ　金融機関の保証、入札保証保険契約又は契約保証の予約に係る書類（以下「入札保証に係る書類」という。）の提出期間等は、次のとおりとする。

㋐　提出期間

令和８年11月17日（火）から同年12月４日（金）までの受付時間中

㋑　提出場所

３⑶イに掲げる場所

㋒　提出方法

持参又は郵送等により提出すること。なお、郵送等による場合にあっては、令和８年12月４日（金）午後５時までに、３⑶イに掲げる場所へ必着のこと。

㋓　金融機関の保証期間又は入札保証保険契約の保険期間には、入札保証に係る書類の提出日から令和９年４月９日（金）までの期間を含むこと。

⑶　契約保証金

契約に際しては、請負代金額の10分の１（低入札価格調査制度実施要綱第６条第１項に規定する低価格入札者との契約（以下「低価格入札者との契約」という。）にあっては、請負代金額の10分の３）以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、利付国債又は金融機関の保証の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険契約又は工事履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

⑷　入札の無効等

ア　入札参加資格を有しない者及び３⑴に掲げる申請書類に虚偽の記載を行った者の提出した入札書並びに愛媛県建設工事入札者心得、運用基準、総合評価実施要領及び入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は、無効とする。

イ　入札参加資格を有することを確認された者であっても、入札時点において入札参加資格を失っているときは、その者の提出した入札書は、無効とする。

ウ　構成員の中に入札期間の初日から落札者の決定の日までの間に愛媛県建設工事低価格入札者排除措置要綱（平成22年６月１日制定）に基づく排除措置の期間がある者の提出した入札書は、無効とする。

エ　７⑺アに掲げる書類を提出しなかったときは、その者の提出した入札書は、無効とする。

オ　設計図書に定める仕様に基づくものと認められない技術提案を行った者の提出した入札書は、無効とする。

⑸　別に配置を求める技術者

低価格入札者との契約に際しては、監理技術者（第２号監理技術者を除く。）又は主任技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者の専任での配置を求める。

⑹　契約書作成の要否

要

⑺　契約の成立

ア　この公告の工事に係る請負契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第５号の規定に基づく愛媛県議会の議決を得たときに成立する。

イ　落札者の決定後、請負契約の締結までの間において、当該落札者が２に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

⑻　特定調達契約に係る競争入札等に参加する資格の審査を受けていない者の参加

２⑵ア又は２⑶アの知事の審査を受けていない者で共同企業体の構成員になろうとするものは、当該共同企業体に係る申請書を提出するまでに、知事の審査を受けなければならない。

⑼　契約条項を示す場所及び問合せ先

愛媛県出納局会計課

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目４番地２

電話番号　(089)968-2783

ＦＡＸ番号　(089)943-6891

電子メール　kaikei@pref.ehime.lg.jp

⑽　その他

詳細は、入札説明書による。

11　Summary

⑴　Nature and quantity of the construction work to be required: Construction work on the Shinyoruhiru Tunnel (National Highway Route 197)

⑵　Time limit of tender: 5:00 p.m., 4 December, 2026

⑶　For further information, please contact: Accounting Division, Treasury Bureau, Ehime Prefectural Government, 4-2-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790-8570 Japan

TEL 089-968-2783

FAX 089-943-6891

e-mail kaikei@pref.ehime.lg.jp

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第74号

個人演説会等を開催することができる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設（平成22年１月愛媛県選挙管理委員会告示第７号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和８年10月23日

愛媛県選挙管理委員会委員長　三　好　賢　治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後

施設の名称	施設の所在地	定員（人）
省略		
にきぶ地域づくり活動センター	西予市三瓶町二及１番耕地389番地１	89
周木地域づくり活動センター	西予市三瓶町周木６番耕地247番地１	100
蔵貫地域づくり活動センター	省略	

改　正　前

施設の名称	施設の所在地	定員（人）
省略		
二木生地域づくり活動センター	西予市三瓶町二及２番耕地683番地１	50
蔵貫地域づくり活動センター	省略	

下泊地域づくり活動センター	西予市三瓶町下泊779番地１	20
省略		

省略		

公営企業公告

○公　告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和８年10月23日

愛媛県公営企業管理者　東　野　政　隆

１　入札に付する事項

⑴　事業名

愛媛県立今治病院整備事業（以下「本事業」という。）

⑵　事業実施場所

愛媛県今治市しまなみの杜１番２

⑶　事業方式

本事業の事業方式は、設計・施工一括発注方式（事業者が整備する施設の設計（基本設計及び実施設計をいう。）、施工、工事監理等の業務を一括して行う方式をいう。）とする。

⑷　業務内容

事業者が行う本事業の業務は、次のとおりとする。

ア　施設整備に係る設計業務（基本設計、実施設計及び工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する業務並びに照査業務を含む。）及びその関連業務（地質調査その他の調査業務を含む。）（以下「設計業務」という。）

イ　施設整備に係る建築工事（建築設備工事を含む。）、外構工事及びそれらの関連工事（以下「工事業務」という。）

ウ　施設整備に係る工事監理業務及びその関連業務（以下「工事監理業務」という。）

⑸　整備する施設の概要

ア　敷地面積

28,245.60平方メートル（実測値）

イ　病院棟

㋐　病床数

215床（一般病床数211床及び第二種感染症病床数４床）

㋑　診療科数

24診療科

ウ　医師宿舎

10戸

⑹　事業期間

契約の締結の日の翌日から令和13年９月30日（火）までの期間。ただし、病院棟、医師宿舎及び外構の完成期日は同年５月30日（金）とする。

⑺　予定価格

27,079,001,000円（消費税及び地方消費税を除く。）

２　入札に参加する者に必要な資格

⑴　応募者の構成等

ア　応募者は、３者以上の構成員により任意かつ自主的に結成された共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。ただし、構成員のうち、工事業務を実施する者は２者又は３者とする。

イ　共同企業体の有効期間は、次に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

㋐　本事業の契約の相手方となった場合　本事業の契約の履行後３箇月を経過するまでの期間

㋑　本事業の契約の相手方とならなかった場合　本事業の契約が締結されるまでの期間

ウ　本事業の施工方式は、次のいずれかの方式とする。

㋐　共同施工方式

㋑　分担施工方式（工事業務に係る部分にあっては、共同施工方式）

エ　共同施工方式における最低出資比率は、構成員が２者の場合にあっては30％以上、３者以上の場合にあっては20％以上とすること。

オ　共同企業体の代表者は、当該共同企業体の構成員のうち、最大の施工能力を有し、かつ、その出資比率が構成員中最大の者であるものとすること。

カ　入札、契約の締結及び契約に基づく行為については、共同企業体の代表者の代表取締役が行うこととする。なお、支店長等の代理人との契約は行わない。

キ　共同企業体の構成員は、本事業の入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員でない者であること。

⑵　共同企業体の構成員に共通する参加要件

ア　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項各号のいずれにも該当しない者であること。

イ　民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。

ウ　４⑴ア㋐の受付期間の初日（以下「一般競争入札参加要件確認基準日」という。）から落札者の決定の日までの間に、愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱（昭和63年８月１日制定）の規定による入札参加資格停止の期間がない者であること。

エ　応募者の構成員又はその役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）が次に掲げる者でないこと。

㋐　愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第２条第３号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）

㋑　暴力団員等でなくなった日から５年を経過しない者

㋒　暴力団員等又は㋑に掲げる者がその事業活動を支配する者

オ　次に掲げる規定による届出をしていない者（当該規定が適

用されない者を除く。）でないこと。

㋐　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条

㋑　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

㋒　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条

カ　他の応募者の構成員との間に次のいずれかの関係を有する者でないこと。

㋐　資本関係

次のいずれかの関係に該当する場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が再生手続（民事再生法第２条第４号に規定する再生手続をいう。以下同じ。）が続行中の会社又は更生会社（会社更生法第２条第７項に規定する更生会社をいう。以下同じ。）である場合を除く。

ａ　会社法第２条第４号に規定する親会社（以下「親会社」という。）と子会社の関係にある場合

ｂ　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

㋑　人的関係

次のいずれかの関係に該当する場合

ａ　一方の会社の役員等が、他方の会社の役員等を現に兼ねている場合。ただし、会社の一方が再生手続が続行中の会社又は更生会社である場合を除く。

ｂ　一方の会社の役員等が、他方の会社の民事再生法第64条第２項又は会社更生法第67条第１項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

㋒　その他の関係

㋐又は㋑と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

キ　次に掲げる法人又は当該法人との間にカ㋐、㋑若しくは㋒の関係を有する者でないこと。

㋐　商号　野村證券株式会社

所在地　東京都中央区日本橋一丁目13番１号

㋑　商号　株式会社長大

所在地　東京都中央区日本橋蛎殻町一丁目20番４号

㋒　商号　森・濱田松本法律事務所

所在地　東京都千代田区丸の内二丁目６番１号丸の内パークビルディング

ク　愛媛県立今治病院整備検討委員会の委員が属する法人又は当該法人との間にカ㋐、㋑若しくは㋒の関係を有する者でないこと。

⑶　個別参加要件

ア　設計業務を実施する者

設計業務を実施する者は、次の要件を満たすこと。ただし、設計業務を実施する者が複数いる場合は、そのうち少なくとも１者は㋐ａからｃまでの全ての要件を満たし、その他の者は㋐ａ及びｂの要件を満たすこと。なお、㋐ｄ及び㋑の要件は、複数の者により満たすことができる。

㋐　構成員に関する要件

ａ　建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第１項の規定による一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

ｂ　一般競争入札参加要件確認基準日において、知事の審査を受け、業種区分「建築関係建設コンサルタント業」について令和９年度及び令和10年度の特定調達契約（愛媛県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成７年愛媛県規則第69号）第１条に規定する特定調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札に参加する資格を有すると認められた者であること。

ｃ　一般競争入札参加要件確認基準日において、平成23年４月１日以降に設計が完了した一般病床の数が150床以上の免震構造を有する病院の新築、増築又は改築に係る工事（増築の場合は、増築に係る部分の病床数が150床以上のものに限る。以下同じ。）の実施設計業務の元請（共同企業体の構成員として請け負った場合にあっては、主たる設計者として請け負ったものに限る。㋑において同じ。）としての業務実績を有していること。

ｄ　設計業務の管理技術者（設計業務全般の管理及び統括を行う者をいう。㋑において同じ。）及び各分野を担当する主任技術者（担当する分野の設計者として当該管理技術者の下でその担当する分野における技術者を総括する役割を担う者をいう。㋑において同じ。）として、設計業務を実施する者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、４⑴ア㋑の受付期間の初日（以下「技術者要件確認基準日」という。）において当該雇用期間が３箇月以上経過しているものを配置することができること。

㋑　技術者に関する要件

ａ　管理技術者として、一級建築士の免許を有し、かつ、技術者要件確認基準日において、管理技術者又は建築意匠分野を担当する主任技術者として平成23年４月１日以降に設計が完了した一般病床の数が150床以上の免震構造を有する病院の新築、増築又は改築に係る工事の実施設計業務の元請としての業務実績を有する者を配置することができること。

ｂ　照査技術者として、一級建築士の免許を有し、かつ、技術者要件確認基準日において、管理技術者、照査技術者又は建築意匠分野を担当する主任技術者として平成23年４月１日以降に設計が完了した一般病床の数が150床以上の免震構造を有する病院の新築、増築又は改築に係る工事の実施設計業務の元請としての業務実績を有する者を配置することができること。

ｃ　建築意匠分野を担当する主任技術者として、一級建築士の免許を有し、かつ、技術者要件確認基準日において、平成23年４月１日以降に設計が完了した一般病床の数が150床以上の病院の新築、増築又は改築に係る工事の実施設計業務の元請としての業務実績を有する者を配置することができること。

ｄ　建築構造分野を担当する主任技術者として、構造設計一級建築士の資格を有し、かつ、技術者要件確認基準日において、平成23年４月１日以降に設計が完了した一般病床の数が150床以上の免震構造を有する病院の新築、増築又は改築に係る工事の実施設計業務の元請としての業務実績を有する者を配置することができること。

ｅ　電気設備分野を担当する主任技術者として、一級建築士の免許を有する者を配置することができること。

ｆ　電気設備分野を担当する主任技術者又は担当技術者として、設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を有

し、かつ、技術者要件確認基準日において、平成23年４月１日以降に設計が完了した一般病床の数が150床以上の病院の新築、増築又は改築に係る工事の実施設計業務の元請としての業務実績を有する者を配置することができること。

g　機械設備分野を担当する主任技術者として、一級建築士の免許を有する者を配置することができること。

h　機械設備分野を担当する主任技術者又は担当技術者として、設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を有し、かつ、技術者要件確認基準日において、平成23年４月１日以降に設計が完了した一般病床の数が150床以上の病院の新築、増築又は改築に係る工事の実施設計業務の元請としての業務実績を有する者を配置することができること。

i　管理技術者、照査技術者及び各分野を担当する主任技術者は、それぞれ１名ずつ配置すること。ただし、管理技術者は、各分野を担当する主任技術者のうち１つを兼ねることができる。

イ　工事業務を実施する者

工事業務を実施する者は、次の要件を満たすこと。

(ｱ)　代表者である構成員に関する要件

a　令和７年度又は令和８年度に完成した愛媛県総務部総務管理局財産活用推進課並びに愛媛県農林水産部及び愛媛県土木部発注の建築一式工事に係る工事成績評定点（完成検査時の評価によるものとする。ただし、完成検査後に評定点に修正があった工事については、修正後の工事成績評定点とする。以下同じ。）を有する場合は、工事成績評定点の令和７年度の平均点数又は令和８年度の平均点数のいずれかが65点未満の者でないこと。

b　建築工事業について、特定建設業の許可（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第３条第１項第２号に掲げる者に係る同項の許可をいう。）を受けている者であること。

c　一般競争入札参加要件確認基準日において、知事の審査を受け、工事種別「建築一式工事」について令和９年度及び令和10年度の特定調達契約に係る競争入札に参加する資格を有すると認められた者であること。

d　法第27条の23第１項の規定による経営事項審査（その審査の基準日が一般競争入札参加要件確認基準日から起算して過去１年７箇月以内であるもののうち、直近のものに限る。以下同じ。）の結果通知書の総合評定値が、建築一式工事において1,500点以上の者であること。

e　一般競争入札参加要件確認基準日において、平成23年４月１日以降に完成した一般病床の数が150床以上の免震構造を有する病院の新築、増築又は改築に係る工事の元請（共同企業体の構成員として請け負った場合にあっては、当該共同企業体の代表者として請け負ったものに限る。(ｳ)において同じ。）としての施工実績を有していること。

f　現場代理人及び監理技術者（法第26条第３項第２号に掲げる監理技術者を除く。(ｳ)a(b)を除き、以下同じ。）として代表者である構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、技術者要件確認基準日において当該雇用期間が３箇月以上経過しているものを配置することができること。

g　現場代理人を常駐で配置することができること。

(ｲ)　代表者以外の構成員に関する要件

a　(ｱ)ａからｃまでの要件を満たすこと。

b　経営事項審査の結果通知書の総合評定値が、建築一式工事において850点以上の者であること。

c　主任技術者として代表者以外の構成員（同一の構成員に限る。）と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、技術者要件確認基準日において当該雇用期間が３箇月以上経過しているものを配置することができること。

(ｳ)　技術者に関する要件

a　監理技術者として、次の要件を全て満たす者を専任で配置することができること。

(a)　一級建築士の免許又は一級建築施工管理技士の資格を有し、監理技術者資格者証（建築工事業に係るものに限る。ｂにおいて同じ。）の交付を受け、及び監理技術者講習を修了していること。

(b)　技術者要件確認基準日において、平成23年４月１日以降に完成した一般病床の数が150床以上の免震構造を有する病院の新築、増築又は改築に係る工事であって、元請として施工したものに監理技術者（法第26条第３項第２号に掲げる監理技術者及び建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和６年法律第49号）による改正前の法第26条第４項に規定する特例監理技術者を除く。）、主任技術者、担当技術者又は現場代理人として従事した経験（当該工事の工期の２分の１以上を占める経験に限る。以下同じ。）を有していること。ただし、当該経験が総務部総務管理局財産活用推進課並びに愛媛県農林水産部及び愛媛県土木部発注の建築一式工事に係るものにあっては、工事成績評定点が65点未満のものは、当該経験として認めない。

b　主任技術者として、一級建築士の免許又は一級建築施工管理技士の資格を有し、監理技術者資格者証の交付を受け、及び監理技術者講習を修了している者を専任で配置することができること。

ウ　工事監理業務を実施する者

工事監理業務を実施する者は、次の要件を満たすこと。ただし、工事監理業務を実施する者が複数いる場合は、そのうち少なくとも１者は(ｱ)ａからｄまでの全ての要件を満たし、その他の者は(ｱ)ａからｃまでの全ての要件を満たすこと。なお、(ｱ)ｅ及び(ｲ)の要件は、複数の者により満たすことができる。

(ｱ)　構成員に関する要件

a　建築士法第23条第１項の規定による一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

b　一般競争入札参加要件確認基準日において、知事の審査を受け、業種区分「建築関係建設コンサルタント業」について令和９年度及び令和10年度の特定調達契約に係る競争入札に参加する資格を有すると認められた者であること。

c　本事業における工事業務を実施する者でないこと。

d　一般競争入札参加要件確認基準日において、平成23年４月１日以降に完了した一般病床の数が150床以上の免震構造を有する病院の新築、増築又は改築に係る工事の工事監理業務の元請（共同企業体の構成員として請け負った場合にあっては、主たる工事監理者として請け負ったものに限る。㈠において同じ。）としての業務実績を有していること。

e　工事監理業務の管理技術者（工事監理業務全般の管理及び統括を行う者をいう。㈠において同じ。）及び各分野を担当する主任技術者（担当する分野の工事監理者として管理技術者の下でその担当する分野における技術者を総括する役割を担う者をいう。㈠において同じ。）として、工事監理業務を実施する者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、技術者要件確認基準日において当該雇用期間が３箇月以上経過しているものを配置することができること。

㈠　技術者に関する要件

a　本事業における設計業務を実施する者でない者を配置することができること。

b　管理技術者として、一級建築士の免許を有し、かつ、技術者要件確認基準日において、平成23年４月１日以降に完了した一般病床の数が150床以上の病院であって免震構造を有するものの新築、増築又は改築に係る工事の工事監理業務の元請として実施したものに管理技術者又は建築分野（建築意匠分野又は建築構造分野をいう。以下同じ。）を担当する主任技術者として従事した経験を有する者を配置することができること。ただし、建築分野を担当する主任技術者として、一級建築士の免許を有し、かつ、技術者要件確認基準日において、同月１日以降に完了した免震構造を有する建物の新築、増築又は改築に係る工事の工事監理業務の元請として実施したものに管理技術者又は建築分野を担当する主任技術者として従事した経験を有する者を配置する場合は、管理技術者として、技術者要件確認基準日において、同月１日以降に完了した免震構造を有する病院の新築、増築又は改築に係る工事の工事監理業務の元請として実施したものに管理技術者又は建築分野を担当する主任技術者として従事した経験を要しない。

c　建築分野、電気設備分野又は機械設備分野を担当する主任技術者は、それぞれ１名ずつ配置すること。ただし、管理技術者又は各分野を担当する主任技術者は、他の各分野を担当する主任技術者を兼ねることができる。

３　入札説明書の交付

⑴　交付期間

この公告の日から令和９年４月９日（金）までの執務時間中（愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第３号）第１条第１項に規定する県の休日以外の日の午前８時30分から午後５時15分までをいう。以下同じ。）

⑵　交付方法

６⑺に掲げる場所で交付する。

４　入札参加要件の確認

⑴　応募者は、参加要件確認書類を提出して、次のとおり入札参加要件の確認を受けなければならない。

ア　受付期間

㈠　参加要件確認書類（技術者に関する要件を除く。）

令和９年４月５日（月）から同月９日（金）までの執務時間中

㈡　参加要件確認書類（技術者に関する要件に限る。）

令和９年５月31日（月）から６月４日（金）までの執務時間中

イ　受付場所

６⑺に掲げる場所

ウ　提出方法

持参又は郵送等（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。

⑵　入札参加要件の確認の結果は、参加要件確認書類を提出した応募者である共同企業体の代表者に対して、書面により通知する。

⑶　その他

ア　参加要件確認書類の作成等に係る費用は、応募者の負担とする。

イ　提出された参加要件確認書類は、返却しない。

ウ　詳細は、入札説明書による。

５　入札の手続

４⑴ア㈠の参加要件確認書類を提出し、入札参加要件の確認を受けた者は、入札説明書に規定する入札書及び提案内容を記載した書類（以下「入札提出書類」という。）を次のとおり提出すること。

⑴　入札提出書類の受付期間及び場所

ア　受付期間

令和９年５月31日（月）午前８時30分から６月４日（金）午前11時まで

イ　場所

愛媛県松山市一番町四丁目４番地２　第一別館５階

愛媛県公営企業管理局会議室

⑵　提出方法

持参又は郵送等により提出すること。

⑶　郵送等による入札の取扱い

郵送等による入札の場合は、入札提出書類は、令和９年５月31日（月）午前８時30分から６月３日（木）午後５時15分までに、６⑺に掲げる場所に必着のこと。

⑷　開札の日時及び場所

ア　日時

令和９年６月４日（金）午後２時

イ　場所

⑴イに掲げる場所

⑸　入札方法

ア　入札回数は、１回とする。

イ　入札書に記載する入札金額は、１⑷に掲げる業務の総額とし、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

６　その他

⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金

愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第９号）第176条の規定によりその例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

⑶　入札の無効等

ア　入札参加要件を満たさない者及び入札参加要件確認申請において虚偽の申請を行った者の提出した入札書並びに入札説明書において示した条件その他の入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は、無効とする。

イ　入札参加要件を満たしていることを確認された者であっても、入札時点において入札参加要件を満たさなくなっているときは、その者の提出した入札書は、無効とする。

⑷　契約書作成の要否

要

⑸　落札者の決定方法

地方自治法施行令第167条の10の２第３項に規定する総合評価一般競争入札により落札者を決定するものとし、愛媛県公営企業会計規程第176条の規定によりその例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った者のうち、価格その他の条件が愛媛県公営企業管理局にとって最も有利な入札を行った者を落札者とする。

⑹　落札者決定基準

ア　評価に当たっては、1,000点の範囲内で配点を行い、総合評価点の最も高い応募者を落札者とする。

イ　配点に当たっては、総合評価点を内容評価点と価格点とに区分し、内容評価点を700点とし、価格点を300点とする。

ウ　この落札者決定基準の詳細は、入札説明書による。

⑺　契約条項を示す場所及び問合せ先

愛媛県公営企業管理局県立病院課

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目４番地２

電話番号　(089)912-2816

ＦＡＸ番号　(089)947-6007

電子メール　epnh-db@eph.pref.ehime.jp

⑻　その他

詳細は、入札説明書による。

７　Summary

⑴　Nature and quantity: All the works for the Ehime Prefectural Imabari Hospital development project including design, construction, and construction supervision

⑵　Time limit of tender (Bringing): 11:00 a.m., 4 June 2027

⑶　Time limit of tender (Mailing): 5:15 p.m., 3 June 2027

⑷　For further information, please contact: Prefectural Hospital Division, Public Enterprise Management Bureau, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790-8570 Japan

TEL 089-912-2816

FAX 089-947-6007

e-mail epnh-db@eph.pref.ehime.jp